

## 別紙 地球温暖化対策（緩和策）の全体像（分野別）

		主な課題	2030年に向けた取組イメージ	
			規制・税制措置（条例関連事項）（太字は新規事項）	誘導措置（案）
事業者	大規模	○温室効果ガスの更なる削減強化 ○再エネ導入、サプライチェーン単位での取組等（RE100、S B T等）に向けた国際的な要請	○排出量削減計画書等作成・公表制度（特定事業者制度） ・ <b>目標削減率の強化</b> ・ <b>報告事項の追加</b> <b>再エネ導入状況、代替フロン使用状況等</b>	○削減状況の評価（高評価：表彰、低評価：助言指導） ○京都版C02排出量取引制度（京-verクレジットの購入）
	中小規模	○更なる省エネ・再エネ意識の向上 ○設備・再エネ電力導入等の負担感	○自立型再エネ設備導入計画書認定制度に基づく事業税減免措置（要件変更）	[大企業・中小企業共通] ○率先的に取り組む企業の評価  ○EMS診断 ○省エネ設備等への更新支援（京-verクレジットの創出） ○自立型再エネ設備導入支援（要件変更）
運輸	交通・物流	○公共交通からマイカー利用拡大の可能性 ○宅配便（再配達）の増加傾向	○エコドライブマイスター選任義務（50台以上の自動車管理者） ○新車の環境情報説明義務（新車販売者） ○エコカーマイスター選任義務（100台以上の新車販売者）	○モーダルシフト、ムーブシェア、エコドライブの推進 ○宅配便の再配達防止策の推進 ○シェアサイクルの活用
	EV等	○ガソリン車とEV等との価格、燃料（電気）の供給インフラ等の差 ○価格を基準とした商品選択	—	○EV等の非常用電源としての機能の広報強化 ○災害時EV等貸与協定事業者の拡大
家庭	建築物（住宅以外）	○特定建築物再エネ導入量の下限値（3万MJ）への貼り付き傾向 ○Z E B化等の負担感	○特定建築物（床面積2,000㎡以上）制度 ・排出量削減計画書等の作成公表 ・ <b>再エネ導入義務量の床面積比例制への変更</b> ・府内産木材の使用義務（使用場所の敷地内への拡充） <b>○300㎡以上2,000㎡未満の建築物への再エネ導入義務創設</b> ○省エネ対策・再エネ設備導入の努力義務（建築主） <b>○再エネ導入に係る情報提供義務の創設（設計者）</b>	[住宅を含む建築物共通] ○自立型再エネ設備導入支援（要件変更） ○改正建築物省エネ法に基づく事業者等指導・普及啓発の徹底 ○太陽光等再エネ設備導入時のPPA（第三者設置モデル）の普及促進 ○建築物のZ E H・Z E B化支援
	住宅	○テレワークの拡大等による在宅時間の増加 ○更なる省エネ・再エネ意識の向上 ○Z E H化等の負担感 ○低調な再エネ設備の保守点検	○省エネ対策・再エネ設備導入の努力義務（建築主） <b>○再エネ導入に係る情報提供義務の創設（設計者）</b>	○再エネコンシェルジュ ○スマートエコハウス融資 ○各家庭が再エネを利活用するための仕組みの構築（再エネ電力共同購入等） ○デジタル技術（A I・I o T）を活用した太陽光発電設備の長期安定化推進
	家電製品	○テレワークの増加等による在宅時間の増加 ○長期間、大切に使う心情、価格を基準にした商品選択	○特定電気機器等への省エネ性能表示義務 ○購買者への省エネ性能説明義務（電気機器小売事業者） ○省エネマイスター選任義務（電気機器等売場面積1,000㎡以上）	○高効率家電への買替の促進
	啓発	○無関心層へのアプローチ	—	○京都府地球温暖化防止活動推進センター、推進員を通じた啓発活動の強化 ○各種普及啓発事業（改正条例・計画の周知等）
その他	フロン	○使用時漏えいの捕捉・対策等の強化	○フロン使用機器の管理者に対する適正管理に係る規定の新設 ○代替フロンの使用状況等の報告規定の新設	○フロン使用機器の管理者等への指導・研修 ○府民への広報啓発、事業者への指導等の強化 ○ノンフロン型機器への導入促進
	電気事業者	○小売電気事業者の再エネ導入、C02削減の強化	○小売電気事業者C02排出量削減・再エネ導入計画書等作成・公表制度 ・ <b>再エネ100%プランの有無等の報告事項への追加</b>	○小売電気事業者の再エネメニュー導入促進
	水素	○水素利活用に向けたサプライチェーンの構築	—	○防災・物流分野での水素利用実証（F Cフォークリフト・水素燃料電池）